諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成30年12月6日(平成30年(行情)諮問第560号)

答申日:平成31年3月11日(平成30年度(行情)答申第480号)

事件名:特定職員が特定日時に行ったメール送信に係る文書(原議書を含む)

(職印があるもの)の不開示決定(不存在)に関する件

## 答 申 書

#### 第1 審査会の結論

「平成27年11月28日(土)1129陸上自衛隊関東補給処総務部総務課総務班長は隊員に対し、官品パソコンから一斉メールを送信した。これに係る全ての行政文書(原議書を含む)(職印があるもの)」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月1日付け防官文第15 47号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行っ た不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

当該送信メールは、行政文書に該当する。

よって、不開示とする理由はない。

原処分は、法にある開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書(本件対象文書)の保有を確認することができなかったため、法9条2項の規定に基づき、平成28年2月1日付け防官文第1547号により文書不存在による不開示決定処分(原処分)を行った。

本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

2 異議申立人の主張

異議申立人は、「当該送信メールは、行政文書に該当する。よって、不 開示とする理由はない。」として正当な行政文書の開示を求めるが、本件 開示請求を受け、関東補給処総務部において探索を行ったところ、平成2 7年11月28日(土)1100関東補給処総務部総務課総務班長(以下 「総務班長」という。)が隊員に対して一斉に送信したメールが確認されたが、当該メールは送信時間が異なること及び異議申立人は「職印があるもの」の開示を求めていたことから、当該メールには職印が押印されておらず請求に該当するものではないため、原処分を行ったものである。また、本件異議申立てを受け、念のため改めて行った探索においても、本件対象文書の保有を確認することができなかった。

よって,異議申立人の主張には理由がないことから,原処分を維持する ことが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成31年2月15日 審議
- ④ 同年3月7日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、正当な行政文書の開示を求めるが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1) 当審査会事務局職員をして、本件対象文書の保有の有無について、改めて諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。
  - ア 開示請求文言にある「一斉メール」とは、関東補給処総務部に所属 する隊員に対して一斉に送信されたメール(以下「一斉メール」とい う。)をいうものと解される。
  - イ 総務班長が、平成27年11月28日(土)午前11時29分に一 斉メールを作成又は送信した事実はない。
  - ウ 総務班長が当該日に送信した一斉メールは、午前11時のもの1通 (以下「本件メール」という。)であり、その内容は本件メールの受 信者が本件メールを受信できていることを確認するため、受信確認後 に定められた手続を行うよう求めるものである。
  - エ 本件メールに関し、職印が押印された文書は作成又は取得していない。
  - オ 本件開示請求を受け、関東補給処総務部総務課陸自インターネット 端末内の探索を行うとともに、業務で使用している同部内の隊員のパ ソコン内並びに同部内の事務室及び書庫の探索を念のため行ったが、

本件対象文書の存在は確認できず、また、本件異議申立てを受けて念 のため行った探索においても、その作成及び存在を確認することがで きなかった。

カ 上記オの探索は、上記エの文書も含めて行ったものである。

- (2) 当審査会において、諮問庁から本件メールを印字したものの提示を受けて確認したところ、諮問庁の上記(1) ウの説明のとおりであることが認められた。
- (3) そこで検討するに、仮に異議申立人が開示請求書で指摘する一斉メールが本件メールであるとしても、開示請求書には「(職印があるもの)」との記載があることから、本件メールは、本件対象文書に該当するとは認められない。

また、本件メールの内容からすれば、これに関し職印が押印された文書はないとする諮問庁の上記(1)エの説明は不自然、不合理であるとはいえない。

さらに、本件対象文書の探索の方法及び範囲について、特段の問題は ないと認められる。

(4) その外、異議申立人が、防衛省において本件対象文書を保有していると認めるに足りる具体的な根拠を示していないことも踏まえると、本件対象文書の作成及び存在を確認できなかったとする諮問庁の説明を首肯せざるを得ない。

### 3 付言

- (1)本件は、異議申立てから諮問までに約2年10か月が経過しており、 「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理 由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。 諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における 処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。
- (2)本件行政文書不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「文書の保有を確認することができなかった」と記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書が不存在であるという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨 に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応に おいて、上記の点につき留意すべきである。

4 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有している とは認められず、妥当であると判断した。

# (第4部会)

委員 山名 学,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子